

# 第1回相良村議会2月定例会会議録

令和6年2月15日（木）開会

（第2号）

相 良 村 議 会

## 令和6年第1回相良村議会定例会（第2号）

令和6年2月15日

午前10時00分開会

於 会議場

### 1. 議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

議案第1号、議案第2号、議案第8号

産業福祉常任委員長報告

議案第3号、議案第9号から議案第13号

(質疑・討論・採決)

日程第 3 議員派遣の件

日程第 4 閉会中の継続調査申し出の件

(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

### 2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君                      6番 西 本 巳喜男 君

2番 坂 田 朋 美 君                      7番 高 岡 重 盛 君

3番 永 田 博 人 君                      8番 小 善 満 子 君

4番 徳 田 正 臣 君                      9番 市 岡 智 恵 君

5番 中 村 重 道 君                      10番 黒 木 正 照 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(8名)

村 長 吉 松 啓 一 君      建設課長 大 土 手 寛 君

総務課長 川 邊 俊 二 君      教育課長 出 合 宏 光 君

会計管理者 渋 谷 美 佐 江 君      保健福祉課長 平 川 千 春 君

税務課長 平 田 智 博 君      産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君

### 5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前10時00分

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。これから本日の会議を開きます。

### 日程第1 一般質問

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。8番議員、小善満子君。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○8番(小善満子君) おはようございます。8番議員、通告書によりまして質問させていただきます。まず最初に、村道を利用する車等についてのスピード制限ですね。そのことについては、村道を管理する村にあるのか。それ1点、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。速度制限の規制につきましては、道路管理者ではなく県の公安委員会が行うものでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい、それ2番目。国道445号線から入って中学校に行くところのですね、村道でしょ。そこが本当に車を運転される方がスピードを出されているという情報の情報が入ってきました。だから、ここにつきましては、どうにか制限をして欲しいというようなことがございましたので、今、答弁がありましたように、県の公安委員会というようなことございましたら、相良村を通じて、公安委員会にどうにかこのスピード制限ができるものかということの要望をして欲しいと思うんですよ。例えば、速度制限といいましても、入ったところの、徐行とか道路上に表示しますね。スピード下げろとか、徐行とか、そういうようなことを、やはり公安委員会がしなくちゃいけないと、表示もしなくちゃいけないというようなことですかね。総務課長、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、道路管理者でできるものにつきましては、道路上に、先ほど言われたペイントすること。ペイントにつきましても、例えばゆっくり進めとか、危険というような表示はできるんですが、例えば30キロ以下で通行とか、そういった道路規制と誤認するような表示の仕方はできないということで決まっております。以上でございます。

- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) そしたらですね、スピードを下げろじゃなくて、徐行とか、そんなのもできないわけですかね。徐行とか。徐行と書いたり、そういうようなことは、いいんじゃないですか。そういうようなことで、何しろあそこね、ものすごくスピードを上げて、その車があるということとその周辺の人から聞くんですよ。危ないって。だから、そこでしか制限していただくようにというようにこと言われておりますので、その徐行とか、スピード下げろとか、そんなことできないと。できる範囲のこののを、そういう表示を道路上にして欲しいと思っておりますが。総務課長、お願いいたします。
- 議長(黒木正照君) はい、総務課長。  
{「はい。」と、総務課長。}
- 総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、そのこの道路を規制してしまうと、一番規制を受けるのが、そこに住んでいらっしゃる方が一番規制を受けます。まず地元のほうからこういう理由で要望書が、まず要望書ですね。上げてもらうというのがまず必要かなと思っております。その中で、県の公安委員会と、実際は人吉警察署の交通課とうちのほうは協議するんですが、その中でどういった表示まで設置が可能なのか、そういったものを含めて協議はして参りたいというふうに考えております。以上でございます。
- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) そのこの道路の周辺に住んでいる人だけでいいんですね。例えば、松葉区でございますので、松葉区の区長とか、班長とか、そういうような村の組織としての、そういうような役職の人じゃなくて、そこに住んでる周辺の人たちの名前だけでいいというようなことですかね。総務課長。
- 議長(黒木正照君) はい、総務課長。  
{「はい。」と、総務課長。}
- 総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。過去にも他の地域から、そういう交通規制の要望があった時は、やはり区の要望として上げてきてもらってますので、区の区長さんと班長さんの連名で要望書という形で出してもらってますので、そのように対応いただきたいというふうに考えております。以上です。
- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) はい、分かりました。そのこの周辺に住んでる方だけが危険が伴うというようなことじゃなくて、やはりあそこを利用する方はほとんどいらっしゃいますので、やはり区長が代表、班長、そのこの地域を今、管理しておりますので、そうい

う方達のこと、要望書を上げたらいということでございますね。村長宛にですね。分かりました。そしたら、これ終わり。次に行きます。肥後相良ファームについて。1番、令和5年6月に定例会で質問しました建物の無償貸付け以降に、使用料について、その時はまだ契約ができてないということでございましたので、契約ができたかできないか、できていないのか。現時点でお願いいたします。総務課長。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。契約の締結は、まだできておりません。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) そしたら、そのできていない理由。まず最初は、最初貸付けした時には、5年間が無償だったんですよね。5年過ぎても、こういう建物の貸付けについて、契約ができないということは、どこかに何か契約ができない理由があるのかと思いますので、できていない理由をお知らせください。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず当初、契約をして、経営契約の期間が切れる前に村としては有償で契約をしますということでお伝えしたところ、先方のほうとしては無償のままをお願いしたいというところのお話がありました。その後、もう期間も過ぎまして、以前、議会の全員協議会でもご説明したところでございますが、使用料のうち新型コロナの影響によって使用料の減免のお話がありましたので、その期間を算定しまして、大体これぐらいについては減免できますよというところのお話をさせてもらってます。しかしながら、実際にその減免がしてもらえるかどうか、相手の企業さんのほうがちょっと不安に思ってるというところがございます。なお、もうすでに契約期間過ぎてますので、もしその減免をする期間の金額については、議会の議決事項ですということを相手にお伝えております。なので契約したならば、してもらえたならば、議会のほうに、減免の議案のほうを提出させていただいて、減免の手続きをするというような流れになっておりますけども、なかなかそこで首を縦に振ってもらえてないというところがございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) そのようにして減免するためには、いろいろなやり方があるというようなことですが、まず取り掛りをしないと、議会に上がってきても議会が判断するということもできません。だから順序を立てて、そのようなことをぜひ進

めて欲しいと思います。でないと、あんな建物の、大きい建物を貸して、いつまでも無償でいると。しかも、後から言いますが、そのような今の状態を、そのまま放置していいのかということも考えておりますので、そのところはやはり順序立てて、議会で議決が必要なら、そのようなことを相手と話をし、そのようにして欲しいと思います。この2番目。肥後ファームの工場の再開に向けて、何ら進展があったかということ。これは、この6月におきまして、去年、再稼働したいというような話がありましたよね。休止じゃなくて、再稼働するというような、会社のあの時点での強い意向でございましたので、再稼働に向けて、何らかの会社として進展があったか。そのことについて、総務課長、お願いします。こちら、産業振興課長、お願いします。はい。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) おはようございます。産業振興課長、お答えいたします。継続の協議の中で、肥後相良ファームとのやり取りでは、これまで再稼働の意思を示されておられましたが、今年に入り、営農は続けていくものの、工場再稼働については撤退の意向を示されておられます。このことを踏まえ、現段階では撤退を含め、国及び県と相談をしながら、協議を進めているところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) その相良ファーム工場のされた人が、工場の人、撤退したいというようなことでありますが、大体5月、去年の6月に質問した時も、再稼働と聞きましたけれども、その再稼働する自体が私にはちょっと理解ができなかったんですよ。だからそういうようなことで、再稼働するということで、今、国と県と協議しておるというようなことでございますが、私は絶対、辞めるにしても、ここに今から言いますが、ここに相当なお金を支出しているわけでございます。金額にしまして、全部ですよ、これは24年から平成26年までの合計の、国、県の支出が6,351万1,000円。それから村の財源。村が一般財源として支出したのが744万1,085円なんです。合わせましたら1,022万7,585円支出しているわけですが、そのようなお金を、ほんなら国と県と、今、協議するということでしたら、絶対これは、国、県は知りませんよ、だけど相良村の744万1,085円につきましては相良村の皆さんの税金を支出しているわけですので、これを、是非返していただくというような条件で、是非、撤退する条件として欲しいということでございますが、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい、議長。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。返還等も含めて、詳

細については今後の協議の中で進めていくことになるかと思えます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい。あそこがですね、私は再稼働するというので、まだそこまでしか聞いておりませんでしたので、今回、あそこの工場周辺を写真に撮って参りました。これがですね、これが入口の写真。それからこう降りたところが、ここの窓ガラスも割れてるんですよ。だからこういうような窓ガラスにつきましても、この1、2年前に割れたというような形跡がないんです。もう前から割れてるんじゃないかなと思っておりますので、もしそのようなことで、例えば今、話し中ということでございますが、その前にこういうところは修理するよう言ってください。前の会社に。じゃないと放置ですよこれは。絶対的に許すわけにいきません。相良村の財産ですからね。相良村の大きな財産を借りていて、このように放置するというようなことは絶対許されませんので、このことについても、まだ国と県と進める前にも、早くこれを修理しろと。ガラス窓を入れろというようなことを強く言ってください。それは相良村として強く言うべきだと思っております。それとですね、この工場の入口もちゃんと撮影してきましたが、ここも、こういうような放置された備品がいっぱいあるわけなんです。今でもまだ使えるようになってます。これは荷物を、作物を入れて運んだ車だと思えますよ。もう横になって、ちゃんと車がついております。もう横になさっておりますので、そこには雨の水が溜まったり、落ち葉が落ちたりしております。そういうようなことで、これも1つなんですけど、こういうようなことを放置する自体が、私は絶対許されないと思えます。それと同時に、ここにも放置された保冷車があります。放置された保冷庫。車ですよ。このようにして放置して。これは補助金で買ったと思うんですよ。補助金で買ったと思えますけれども、このような車を、多分新品を買ったんだと思えます。稼働したのが1年も経たないうちに辞めましたよね。だから、そのようなことで放置されたまま。これは皆さんの税金。国、県が出したにしても、皆さんの血税なんです。それを頂いておいて、このように。これ自分が使えませんので、会社が、どうにか相良村のほうでもどうか利用できませんかというような一言でもあったらいいと思えますが、そのような話もなかったんでしょうか。課長、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。今、管理の状況のご質問があったと思えますが、管理状況については、現地のほうを視察して確認しております。先ほどもおっしゃいましたように、良い状況で、状態ではありませんので、管理状況についても先方の事業所のほうとはやり取りをして、今後、どういった形で

この備品の取り扱いをしていくものなのかというところも、今、検討しているところ  
でございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 本当にこの前、このように写真を写しに行きましたけれども、  
もうこれから先は草を取り分けて行かなくちゃいけませんので。これ以上は行かれな  
かったんですよ。というようなことで、私は、また再稼働するということしか聞いて  
いませんので、そこで再稼働するのに、このように放置したままで大丈夫だろうかと  
いうようなことを感じた次第でございます。本当にやり方が、最後まで丁寧なやり方  
だったらいいんですが、補助金は貰ったが使い放題、あとは放置して、しかも相良村  
とも契約もしない。お金も一銭も払わない。こういう会社ってありますか。そういう  
会社を相良村に誘致した前村長にも責任があるんじゃないかなと思っておりますが。  
そして、ここにも書いてありますが、ここ写真撮っております。本当にこの大事なも  
のには、ブルーシートじゃなくて、シートを掛けてるんですよ。何だろうかなあと思  
ったら、何か私たちも詳しく工場のこと知りませんので、何だろうかと思ってお  
りましたが、そのようなことで、お金は貰ったわ、し放題。生産力も何もなかった。相良  
のためには何にもなってない。私たちは700万ぐらい議会で承認しましたよ。それは  
30人の雇用があるというようなことで前村長が説明しました。だから、30人も雇用  
してもらえばどうにか、相良村も雇用が、今、働くところはないから、いいんじゃない  
かなというようなことで考えていましたよ。だから議会も議決したんです。だから  
700万も出したんですよ。そういうようなことで、そのしっ放し。後の始末が悪い。  
だから早急にね、私は思いますよ、撤退するなら撤退するということについては、そ  
れは会社の意思だから、辞めるのを辞めなさんなと言うわけにいかんでしょ。だけ  
れども、最後まで責任持って、綺麗な辞め方をして欲しいと思っております。だから、  
まずその窓ガラスについては、是非修理しろというようなことの強みを言っている  
んじゃないかなと思っております。じゃないと相良村はなめられますよ。このような草  
ぼうぼう、入るわけもいかんとですよ。やっところこの写真をこれだけ撮りました。も  
う本当に放置された備品がいっぱいあります。このようなお金は皆さんの税金です  
からね。相良村も税金。国の税金も全部、皆さんの血税ですから、そこをよよく  
考えてしないと、これは本当に無駄なことでした。何にも役に立たない。お金を出  
しっ放しというようなことで。私はもう、残念ながらこれで一応終わりたいと思  
いますが、是非このことは強く、相良村として言うて欲しいと思います。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、これで一般質問を終わります。



## 日程第2 委員会審査の結果報告

○議長(黒木正照君) 次に、日程第2、去る13日の本会議におきまして、常任委員会



に付託しました議案第 1 号、相良村災害復興基金条例の制定についてから、議案第 3 号、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案第 8 号、令和 6 年度相良村一般会計予算から、議案第 13 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算まで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○**総務文教常任委員長(高岡重盛君)** 皆さん、改めましておはようございます。総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、相良村災害復興基金条例の制定について、議案第 2 号、相良村区に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 8 号、令和 6 年度相良村一般会計予算の 3 件でございます。13 日からの連合審査及び 14 日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 1 号、相良村災害復興基金条例の制定については、平成 28 年熊本地震復興基金交付金を復興事業に活用するにあたり、基金を設置するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 2 号、相良村区に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和 5 年度に宅地造成を行い整備した、せせらぎの丘を並木野区の新たな行政班とするための改正であり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 8 号、令和 6 年度相良村一般会計予算については、歳入歳出の総額を 34 億 5,833 万 5,000 円とするもので、前年比、約 84 パーセントの骨格予算であり、その大半が経常経費ですが、消防費の非常備消防費で、平原地区のコミュニティー施設設置に伴う第 1 分団第 3 部詰所移転時のコンテナリース賃借料については、予算が高額であり、他の方法が吟味できなかったのか、また、同じく消防費の都市防災総合推進事業費の避難地及び避難路に係る工事請負費については、政策的予算であると意見があり、賛成少数で否決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いし、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○**議長(黒木正照君)** はい、次に、産業福祉常任委員長、中村重道君。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○**産業福祉常任委員長(中村重道君)** 産業福祉常任委員長、報告します。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 3 号、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計予算、議案第 10 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計予算、議案第 11 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計

予算、議案第 12 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計予算及び議案第 13 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算の 6 件でございます。13 日からの連合審査及び 14 日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 3 号、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部の改正により、戸籍謄本等の広域交付や戸籍等の電子証明書提供用識別符号発行事務などに係る手数料を定めるものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 9 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計予算については、令和 5 年度予算に対して 4,006 万 2,000 円の減ですが、療養給付費及び医療給付費の減が主なものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 10 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計予算については、令和 5 年度予算に対し 1,789 万 8,000 円の減ですが、深水、川辺、柳瀬、初神、田代及び棚葉瀬地区の簡易水道施設の維持管理を行うものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 11 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計予算については、令和 5 年度予算に対して 2 億 5,471 万 4,000 円の増ですが、中四浦、下四浦、川地区の農業集落排水施設の維持管理及び中四浦地区農業集落排水施設更新事業を行うものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 12 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計予算については、令和 5 年度予算に対し 2,041 万 6,000 円の増ですが、地域密着型サービス給付費に係る負担金の増が主なものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 13 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算については、令和 5 年度予算に対して 931 万 3,000 円の増ですが、後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いして、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

○**議長(黒木正照君)** 以上で委員長の報告を終わります。これから委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。



○**議長(黒木正照君)** 初めに、議案第 1 号、相良村災害復興基金条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 号、相良村災害復興基金条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(黒木正照君)** 次に、議案第 2 号、相良村区に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 号、相良村区に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(黒木正照君)** 次に、議案第 3 号、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 3 号、相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(黒木正照君)** 次に、議案第 8 号、令和 6 年度、相良村一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第 8 号、令和 6 年度相良村一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

○

- 議長(黒木正照君)** 次に、議案第 9 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 9 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(黒木正照君)** 次に、議案第 10 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 10 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(黒木正照君) 次に、議案第 11 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 11 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(黒木正照君) 次に、議案第 12 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 12 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(黒木正照君) 次に、議案第 13 号、令和 6 年度、相良村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 13 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 13 号は委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第 3 議員派遣の件

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配付しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。



### 日程第 4 閉会中の継続調査申し出の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム治水対策特別委員会の各委員長から、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。令和6年第1回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前10時41分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員